荒 総 第 １ ５ ９ 号
令和８年１１月１０日

独立行政法人水資源機構 分任契約職
荒川ダム総合管理所長　 山中 充治
（ 公印省略 ）

見 積 依 頼 書

１ 件　　名　 大型テレビ等購入（オープンカウンター方式）
２ 納入場所　 埼玉県秩父市荒川久那 4041
　　独立行政法人水資源機構 荒川ダム総合管理所
　　埼玉県秩父市大滝 3021
　　独立行政法人水資源機構 荒川ダム総合管理所　滝沢ダム管理所
３ 納入期限　 令和９年１月２９日
４ 内 容 等　 別添仕様書のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

１現 場 説 明　実施しない。
２見積参加要件　・当機構における一般競争（指名競争）参加資格業者のうち、物品製造等における次の何れかの業種区分の認定を受け、当該区分に対応する営業品目を登録していること。
　① 業種区分「事務用品、事務機器、家具（販売）」
　　営業品目「OA 機器」又は「カメラ」
　② 業種区分「電気通信機器類（販売）」
　　営業品目「家電製品」
　・本店、支店又は営業所が埼玉県内に所在すること。
３見 積 書 等
　１)様 式 等　見積書の様式は任意とするが、見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押印すること。押印 を省略する場合は、本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先の記載をすること。
　２)提出方法　電子メール、ＦＡＸ、持参又は郵送（一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。）の方法による。
　３)提出期限　**令和８年 11 月 24 日(火) 12:00** まで
　４)提 出 先　独立行政法人水資源機構荒川ダム総合管理所
　　TEL：0494-23-1431　FAX：0494-23-7912
　　メールアドレス：nyukei_arakawa@water.go.jp
　５)担 当 者　荒川ダム総合管理所 総務課 小野 宛
　６)質 問 書　令和８年 11 月 13 日 10:00 まで
　　提出期限　質問書の提出方法は、２)に同じ。
　　質問の回答については、令和８年 11 月 17 日（火）17:00 までに HP に掲載する。
　７)見積回数　２回を限度とする。
　　なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は、令和８年 11 月 25 日（水） 12:00 までとする。
　８)そ の 他　①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。
　　②見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできない。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできない。

4 見積結果　　見積結果は、契約の相手方として決定した者のみに、原則として、見積書の提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに電子メール又はＦＡＸで通知する。

5 そ の 他

1）契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

2）請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払とする。

3）最低金額を提出した見積者が複数いる場合は、「くじ」により契約の相手方を決定する。くじの方法は、別添「くじの方法」のとおり。

4）契約の相手方として決定した者に、請書の提出を求めます。

大型テレビ等購入（オープンカウンター方式） 仕様書

第１節　適用

この仕様書は、「大型テレビ等購入（オープンカウンター方式）」に適用する。

第２節　納入場所

(1)埼玉県秩父市荒川久那４０４１

独立行政法人水資源機構 荒川ダム総合管理所

(2)埼玉県秩父市大滝３０２１

独立行政法人水資源機構 荒川ダム総合管理所　滝沢ダム管理所

第３節 納入期限

令和９年１月２９日

第４節 購入品目及び数量

No.	名称	仕様	数量	納入場所
1	85 インチ 液晶テレビ	・85V 型以上 ・4K UHD（3840×2160 以上） ・全面直下型 LED パネルモジュール ・HDR(HLG,HDR10 等)対応 ・HDMI 入力 4 系統以上 ・スピーカ内蔵(音声出力 30W 以上） ・有線 LAN・無線 LAN 対応 ・BS4K・110 度 CS4K デジタルチューナー内蔵 ・外付け HDD 録画対応 ・VESA 規格の壁掛け金具に対応すること ・国内に保守及びサポート体制を有すること	２台	(1)(2)
2	テレビスタンド	・№1 の液晶テレビに対応していること ・対応ディスプレイサイズ 60～100 型 ・ディスプレイ耐荷重 100kg 以上 ・手動上下昇降機能を有すること ・転倒角前後左右 15 度以上 ・100mm 以上の大型キャスター ・全輪ダブルロック機構 ・棚板耐荷重 10kg 以上 ・VESA 800×600 対応 ・配線収納機能を有すること ・震度 6 強相当の地震時における転倒・暴走防止対策が可能な耐震オプションを装備すること	２台	(1)(2)
3	信号分波器	・4K/8K 衛星放送（10～3224MHz）対応 ・入力ケーブル長 5m 以上 ・出力ケーブル 2 系統 ・BS/CS アンテナ給電対応 ・高シールド構造 ・F 型接栓	２個	(1)(2)

4	タブレット端末	・画面サイズ 8.5 インチ以上 9.0 インチ以下 ・ディスプレイ OLED ・内蔵ストレージ 256GB 以上 ・Wi-Fi 7 対応 ・IP67 対応 ・iPadOS27 対応 ・国内に保守及びサポート体制を有すること	3台	(1)
5	デジタルカメラ	・有効画素数 2,000 万画素以上 ・光学 5 倍以上ズーム ・防塵 IP6X 以上、防水 20m 以上・耐落下性能 2.1m 以上 ・GPS&電子コンパス搭載 ・無線 LAN 搭載 ・撮影画像へ工事情報等を付加できる工事用電子小黒板機能を有すること ・工事写真管理ソフトとの連携が可能であること ・国内に保守及びサポート体制を有すること	2台	(1)
6	A4モノクロ レーザー複合機	・プリント、コピー、カラースキャン及び FAX 機能を有する ・印刷速度 30 枚/分以上 ・印刷解像度 1200dpi 以上 ・自動両面印刷機能 ・自動原稿送り装置(ADF)搭載 ・給紙容量 250 枚以上 ・有線 LAN 搭載 ・無線 LAN 搭載 ・USB 接続対応 ・スキャン解像度 1200dpi 以上 ・スーパーG3FAX 対応 ・PC-FAX 機能を有すること ・国内に保守及びサポート体制を有すること	2台	(1)
7	A4カラー レーザー複合機	・プリント、コピー、カラースキャン及び FAX 機能を有する ・印刷速度 30 枚/分以上(カラー及びモノクロ) ・印刷解像度 600x2400dpi 相当以上 ・自動両面印刷機能 ・自動原稿送り装置(ADF)搭載(積載容量 50 枚以上) ・両面原稿自動読取対応 ・給紙容量 250 枚以上 ・有線 LAN 搭載 ・無線 LAN 搭載 ・USB 接続対応 ・スーパーG3FAX 対応 ・PC-FAX 機能対応 ・カラータッチパネル搭載 ・国内に保守及びサポート体制を有すること	1台	(1)

※納入品は新品とし、メーカ保証付きとする(№2 は除く)。

※納入場所欄の記載は、第 2 節　納入場所に記載した(1)(2)を表す。

第 5 節　その他

1．購入品目の№1「85 インチ液晶テレビ」及び№2「テレビスタンド」については、納入場所における開梱、組み立て、設置および梱包材の回収処分一式を含むものとする。

＜テレビ及びテレビスタンドの組立及び設置に係る条件＞

・組立及び設置作業の範囲は、テレビスタンド（ストッパー含む）の組立、組み立てたスタンドへのテレビ設置までとする。
・テレビ設置場所には、4.0m×2.5m 程度のスペースがある。
・設置場所は庁舎３階とし、詳細な位置は担当職員が指示する。
・当該庁舎にはエレベータ(1F～3F)があり利用可能である。
・エレベータの概略寸法は以下のとおりである。

納入場所	扉開口寸法	カゴ内寸法
荒川ダム総合管理所	幅80cm×高209cm	幅125cm×奥行105cm×高230cm
滝沢ダム管理所	幅80cm×高209cm	幅123cm×奥行125cm×高240cm

２．納品日は事前に担当職員と協議すること。
３．受注者は、調達手続きに先立ち、製品のメーカ及び型式について、担当職員の確認を受けなければならない。
４．メーカ欠品により期限までの納品が困難な場合は、発注者に協議するものとする。

第 6 節 疑義

本仕様書に明記されていない事項、又は仕様書に疑義が生じた場合は、書面を持って速やかに担当職員と協議するものとする。

―以 上―

大型テレビ等購入
(オープンカウンター方式)

見積参考資料

この「見積等参考資料」は適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、設計図書ではない。
従って、「見積参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、購入品目の選定は受注者の責任において定めるものとする。
なお、この「見積参考資料」の有効期間は、本購入の見積書提出期限までとする。
また、「見積参考資料」は見積に資するための資料であるため、原則、質問は受け付けないものとする。

令和８年11月

独立行政法人水資源機構
荒川ダム総合管理所

購入品目に関する参考情報

No.	名称	数量	参考情報
1	85 インチ液晶テレビ	2台	85E350S （TVS REGZA）
2	テレビスタンド	2台	CR-PL67BK (サンワサプライ) MQ003P (サンワサプライ)
3	信号分波器	2個	MBUMWS (DX アンテナ) 2JW5SLS (DX アンテナ)
4	タブレット端末	3台	iPadmini8, Wi-Fi モデル, 256GB （Apple）
5	デジタルカメラ	2台	RICOH G900Ⅱ （リコーイメージング）
6	A4モノクロレーザー複合機	2台	MFC-L2880DW （ブラザー工業）
7	A4カラーレーザー複合機	1台	MFC-L3780CDW （ブラザー工業）

請　　書

1　件　　名　　大型テレビ等購入（オープンカウンター方式）

2　規格・寸法　　内訳明細書のとおり

3　数　　量　　内訳明細書のとおり

4　契 約 金 額　　￥

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥　　）

5　納 入 場 所　　埼玉県秩父市荒川久那4041

独立行政法人水資源機構 荒川ダム総合管理所

埼玉県秩父市大滝3021

独立行政法人水資源機構 荒川ダム総合管理所　滝沢ダム管理所

6　納　　期　　令和９年１月２９日

上記の物品納入については、別添の条項を承諾のうえ確実に履行いたします。

令和　　年　　月　　日

受　注　者

独立行政法人水資源機構分任契約職

荒川ダム総合管理所長　　山 中　充 治　殿

内　訳　明　細　書

品名	規格・寸法	数量	単価	金額	摘要
85インチ 液晶テレビ	仕様書のとおり	2	台		
テレビスタンド	仕様書のとおり	2	台		
信号分波器	仕様書のとおり	2	個		
タブレット端末	仕様書のとおり	3	台		
デジタルカメラ	仕様書のとおり	2	台		
Ａ４モノクロ レーザー複合機	仕様書のとおり	2	台		
Ａ４カラー レーザー複合機	仕様書のとおり	1	台		
消費税					
合計					

契　約　条　項

第１条　受注者は、表記の事項に基づき物品を納入しなければならない。

第２条　受注者は、物品を納入するときは、独立行政法人水資源機構（以下「発注者」という。）に納品書を提出しなければならない。

２　発注者は、納品書を受け取ったときは、１４日以内に検査を行なうものとする。

３　受注者は、検査の結果不合格となった物品については、これを取り替えて再検査を受けなければならない。

第３条　物品の所有権は、前条の検査に合格したときに発注者に移転するものとし、移転前に生じた物品の滅失き損はすべて受注者負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

第４条　発注者は、適正な支払請求書を受け取った日から２０日以内に請求代金を支払うものとする。

第５条　受注者は、その責めに帰すべき事由により表記の納期までに物品を納入することができないときは、遅滞日数に応じ未納部分に対する契約代金相当額に対して国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和３１年政令第３３７号。以下「債権管理法施行令」という。）第２９条第１項の規定により定められた率を乗じて計算した額を遅延利息として支払わなければならない。

２　発注者の責に帰すべき事由により、契約代金の支払いが遅滞したときは、受注者は、遅滞日数に応じこの契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号。以下「支払遅延防止法」という。）第８条第１項の規定により決定された率を乗じて計算した額を遅延利息として請求することができる。

第６条　発注者の責めに帰すべき事由により、本契約を解除したときは、受注者は、既済部分に対する対価を申し受けることとし、別途損害があるときは発注者と受注者とが協議のうえ、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第７条　受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に

基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の１０分の１に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第２９条第１項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第８条　受注者は、次の各号のいずれかに該当したためにこの契約を解除されたときは、契約金額の１０パーセントに相当する額を違約金として納付しなければならない。

一　受注者の責めに帰すべき事由により、表記の納期までに又は期限後相当期間内に契約を

履行する見込がないと明らかに認められるとき。

二　受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

三　受注者が、正当な事由なく契約の解除を申し出又はこの契約の全部若しくは一部を履行しないとき。

（専属的合意管轄）

第９条　発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い秩父簡易裁判所又はさいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第１０条　この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については発注者と受注者とが協議して定める。

令和８年　月　日

独立行政法人水資源機構分任契約職
荒川ダム総合管理所長　山中　充治　殿

住　　所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和８年１１月１０日に交付された「大型テレビ等購入」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担　当　者：

電 話 番 号：

ＦＡＸ番号：

メールアドレス：

◆　くじ用数字

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0：ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0：ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信（FAX）した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信（FAX）する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例）

くじ用数値
1 2 3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信（FAX）していただいた順に、「0：ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

例）・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例）・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
○○工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

123+4=127
127÷2者=63 余り 1
・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組 が契約の相手方となる。

例）・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
○○工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

123+4+1=128
128÷3者=42 余り 2
・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業 が契約の相手方となる。